

○個人情報保護委員会規則第五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

第一条 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（要配慮個人情報）</p> <p>第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p>第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。</p> <p>一～三 「同上」</p> <p>四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

第二条 個人情報保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四 「略」</p>	<p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四 「同上」</p>
<p>(個人情報保護委員会への報告)</p> <p>第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。)を報告しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ(前</p>	<p>(個人情報保護委員会への報告)</p> <p>第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。)を報告しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項</p>

条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

三〇九 〔略〕

二・三 〔略〕

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 〔略〕

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四・五 〔略〕

（個人情報保護委員会への報告）

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

一 〔略〕

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（

目

三〇九 〔同上〕

二・三 〔同上〕

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 〔同上〕

三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四・五 〔同上〕

（個人情報保護委員会への報告）

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

一 〔同上〕

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の

<p>前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を 含む。次号において同じ。)の項目</p> <p>三〇九 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>項目</p> <p>三〇九 [同上]</p> <p>2・3 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。